

こ 支 総 第 2 3 6 号
こ 成 基 第 2 5 3 号
7 文 科 初 第 1 6 3 0 号
令 和 7 年 11 月 4 日

各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
教職課程を置く各国公私立大学長 殿
各指定教員養成機関の長

こども家庭庁支援局長
こども家庭庁成育局長
文部科学省初等中等教育局長

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた令和8年度以降に入学する学生への対応等に関する留意事項について（依頼）

こどもへの性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に防がなければなりません。このような理念と社会の責任を具現化すべく、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号）（以下「法」という。）が成立しました。本法においては、児童等に対して教育、保育等を提供する学校設置者等及び認定事業者等（以下「対象事業者」という。）に対し、教員等及び教育保育等従事者（以下「対象従事者」という。）による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどしており、令和8年12月25日の施行を予定しています。

法第4条第1項及び第26条第1項においては、対象事業者は、対象従事者の特定性犯罪前科の有無を確認しなければならないこととされており、教職課程を履修する学生が実習施設にて行う教育実習及び保育士養成課程を履修している学生が実習施設にて行う保育実習（以下「実習」という。）については、次の①又は②のような取扱いとなる予定です。

① 犯罪事実確認が求められる場合

教職課程を置く大学等及び指定保育士養成施設（以下単に「大学等」という。）が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると位置付けられている実習であること

② 犯罪事実確認が求められない場合

次のア及びイを満たす実習であること。

ア 大学等が作成する実習計画等において、実習生と児童等とを原則として一対一にさせないことが位置づけられていること

イ 実習施設となる対象事業者において、実習生と児童等とを原則として一対一にさせないこと及び指導教員等の監督の下で実習生が児童等と接することが担保されていること

※ なお、①又は②に該当するか否か（犯罪事実確認の実施の要否）を最終的に判断するのは実習施設となる対象事業者であることから、その判断の結果、全ての実習生に犯罪事実確認が求められる可能性があります。

犯罪事実確認の結果、特定性犯罪前科が確認された者については、法第6条又は第25条の規定に基づく防止措置により、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等と接する実習はできないこととなります。

また、法に基づく犯罪事実確認を行う前に、特定性犯罪前科がある旨を申告した者については、①に該当する場合は、同様に児童等と接する実習を行わないよう防止措置を講じる必要があります。②に該当する場合にも、法制定の背景事情の一つである性犯罪の再犯リスクを踏まえれば、児童等に接する形での実習を行わせることは適切ではないと考えられます。

※ なお、実習を行う場合以外においても、学生が、インターンシップやボランティア活動等を通じて対象事業者で児童等と接する業務に従事する場合には、当該対象事業者が当該学生を犯罪事実確認の対象と判断し、犯罪事実確認を求める可能性があります。

犯罪事実確認を行う場合には、学生においても一定の手続が必要であり、また、犯罪事実確認の結果（特定性犯罪前科がある旨の申告があった者については、その申告）によって児童等に接する実習が実施できなくなることによる学生等への影響が大きいことに鑑み、大学等における法を踏まえた対応を整理し、事前に周知することが

必要と考えられます。このことに鑑み、令和８年度以降に入学する学生の募集等に当たり、考えられる対応を下記のとおり示しますので、御検討いただきますようお願いいたします。

なお、法に基づく犯罪事実確認は、法の施行後は、現在の在校生についても、実習前にその要否を判断し、対応する必要がありますので、在校生への対応についてもご検討いただくことになります。この点を含めた法の施行に向けた関連事項の詳細については、現在、検討中であり、在校生への対応を含む対応の詳細については、令和７年度中に改めて周知する予定です。

本通知の内容について、各都道府県知事におかれては、貴管内の指定保育士養成施設の長及び管内市区町村に対して周知願います。

記

(考えられる対応例)

1 令和８年度以降に入学する学生の対応においては、次の①から③までの事項についてパンフレット又は大学等のウェブサイト等を通じて、入学志願者への周知を行うこと。

- ① 法の施行日（令和８年１２月２５日を予定）以降、実習を行う前に、実習を履修する学生に対して、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された学生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。
- ② 実習を行うことができない場合は、原則として教員養成課程を修了して大学等を卒業することにより得られる教員免許状及び保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる保育士資格の取得要件を満たすことができないこと。
- ③ 実習が卒業のために必須の科目となっている大学等においては、実習を行うことができず卒業要件を満たすことができない学生への対応について事前に整理した上で、入学志願者に対し、卒業要件を満たすことができない可能性があること及びその場合の対応についても周知すること。

2 入学前に、入学予定者に対して、次の対応を行うこと。

① 1の①から③までの事項について、入学予定者に理解させ、同意書をとること（同意書のひな型については、別紙1のとおり）。

② 特定性犯罪前科がないことについて誓約書をとること（誓約書のひな型については、別紙2のとおり）。併せて、万が一、特定性犯罪前科がある旨の申告があった入学予定者に対しては、大学としてどのような対応を取ることになるのか検討し、入学予定者に対して伝達すること。なお、申告によって得られた情報は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規律の適用を受けるため、適切な情報管理が求められること。

※ 学生が実習を行うかどうかが入学前に明らかでない場合においては、当該学生が実習を行う蓋然性が高くなった段階で同意書・誓約書を取ることが考えられます。

※ 誓約書については、入学前に取った場合でも、実習前にも改めて取ることをお願いする予定です。

3 入学時、実習前などの適切な時期に、法の概要について、入学予定者及び学生に周知すること（法の概要資料については、参考資料のとおり）。

（参考）周知用資料ひな型（別紙3のとおり）

以上

【本件担当】

（本通知全般・こども性暴力防止法を受けた対応について）

こども家庭庁支援局総務課

こども性暴力防止法施行準備室

Mail : kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

TEL : 03-6858-0195

（教員養成課程について）

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課

教員免許・研修企画室

Mail : menkyo@mext.go.jp

（保育士養成課程について）

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士対策係

Mail : seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者
民間教育保育等事業者(第2条第5項)
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)
教諭、保育士等
民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン準拠)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすくするための**措置(相談体制等)**(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えいの報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

情報管理措置

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ **被害児童等の保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。**

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとして防止措置は必須。詳細はガイドラインで示す予定。

防止措置

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、**国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。**

施行期日：令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

《こども性暴力防止法施行準備検討会中間とりまとめについて》

URL :

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1fb59a2f-ac76-4eaa-b38e-38bacedfa606/a58e4b15/20251006_councils_koseibo-jumbi_1fb59a2f_11.pdf

(抜粋：実習生の扱い)

第3 制度対象

論点② 対象業務の範囲（４）

才 実習生の扱い

前提・考え方

○ 教育実習生、保育実習生等の実習生について、「教員等」又は「教育保育等従事者」に該当するか否かについて明確化することが必要である。

対応案

○ 実習生については、支配性、継続性及び閉鎖性の観点から実習の実態に応じて、犯罪事実確認の必要性を判断することとする。

○ すなわち、大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない。

○ 一方で、大学等が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性、継続性及び閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象とすることとする。

○ なお、教育実習生及び保育実習生については、実習期間が通常3週間程度であり、その間、基本的に指導教員等の監督の下で児童等と接することなどを踏まえ、大学等の実習計画において児童等と一対一にさせないことなどを適切に位置づけるよう周知を図り、実習先において必要な対応がとられるようにする。

《教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に
促進するための指針（横断指針）》

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>